

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

直近の決算日： 令和 7 年 3 月 31 日

1. 団体の概要

団体名	(公財)	長崎県暴力追放運動推進センター		設立目的、経緯及び根拠法						
設立年月日	平成4年3月24日		目的 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済							
所在地等	〒 850-0033 長崎市万才町5番24号 ヒルサイド5ビル4-2		経緯 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)の施行に伴い設立。 平成4年5月26日、長崎県公安委員会から都道府県センターとして指定を受ける。							
	TEL 095-825-0893 Fax 095-825-0841 E-Mail qqey74d89@vesta.ocn.ne.jp		根拠法 暴力団対策法第32条の3							
県所管課	警察本部 組織犯罪対策 課		定款等に定める事業							
資本金・ 基本金等の額 (千円)	主な出資者	出資額(千円)	比率(%)	<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助ける活動 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為に関する県民からの相談対応 <input type="checkbox"/> 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動 <input type="checkbox"/> 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動 <input type="checkbox"/> 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることの防止する活動 <input type="checkbox"/> 事業所の責任者に対する不当要求防止責任者講習の実施 <input type="checkbox"/> 不当要求情報管理機関の業務を助ける活動 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援 <input type="checkbox"/> 少年指導委員に対する研修の実施 <input type="checkbox"/> これらの事業を行うために必要な調査研究及び情報収集等の実施 <small>(暴力団対策法第32条の3、定款第4条)</small>						
	長崎県	555,278	73.00							
	県内市町	155,000	20.38							
	民間	18,722	2.46							
			0.00							
			0.00							
	その他	31,643	4.16							
	総 額	760,643	100.00							
ホームページURL	https://boutsui-nagasaki.or.jp									

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)

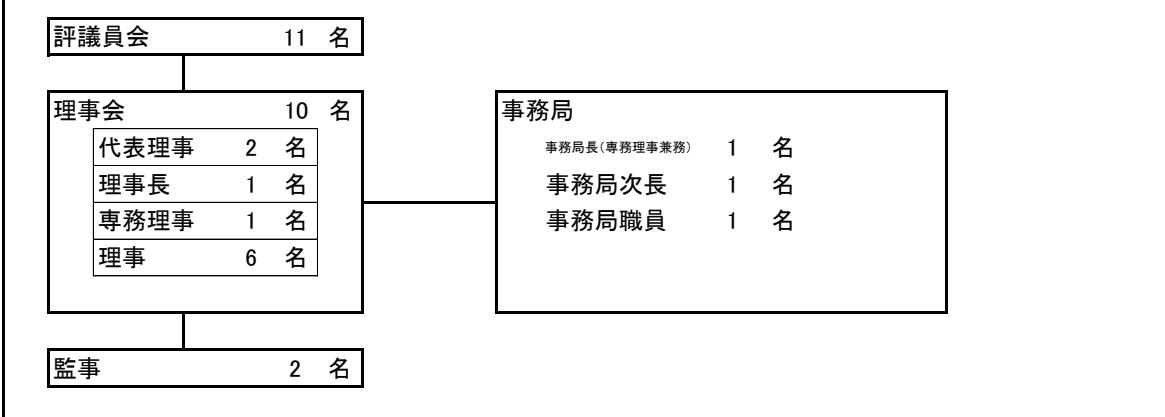
役員 (名)	区分		R4	R5	R6	プロパー	派遣県職員	兼務県職員	県OB	他自治体	民間	その他					
	常勤	1	1	1					1								
	非常勤	9	8	9						1	8						
	合 計	10	9	10	0	0	0	0	1	1	8	0					
職員 (名)	R4	R5	R6	正規職員		派遣 県職員	兼務 県職員	非正規職員		他自治体	民間	その他					
	2	2		2	1												
1人当たり人件費(年度推移)				R4		R5		R6		平均年齢	賞与月数						
常勤役員報酬年額(千円)				*		*		*		* 歳							
正規職員平均給料月額(千円)				239		239		277		64 歳	4 月						
1人当たり人件費(R6、年代別)				20代以下		30代		40代		50代	60代以上						
正規職員平均給料月額(千円)										277							
各年代別正規職員数(名)										2							
県からの常勤又は非常勤役員				県の役職				団体での役職			区分						
上記役員以外の顧問等																	
県派遣又は兼務職員																	

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

2. 組織・人員の状況(3月31日現在)(続き)

組織図



3. 県財政負担の状況(千円)

〈当年度受入額〉		〈当年度末残高〉	
補助金	4,999	貸付金残高	
負担金		損失補償・債務保証残高	
委託料	4,275		
貸付金			
損失補償・債務保証額			
出資金			

4. 県の政策との関連性

1 政策目標

■犯罪や交通事故のない安全・安心まちづくりの推進

安全で安心な県民生活を確保するため、暴力団等による犯罪、薬物・銃器に関する犯罪及び来日外国人組織による犯罪を徹底検挙するとともに、官民一体となった活動により暴力団の排除及び犯罪の未然防止に取り組む。

2 県との役割分担

県の役割		団体の役割
暴力団犯罪の取締りの徹底と暴力団排除活動の推進により暴力団の人的・物的基盤と資金源に打撃を与える。あらゆる機会を通じて広報啓発活動を行い、暴力団排除と暴力団離脱者支援の重要性についての理解を深め、県民の暴力団排除機運を更に高めて官民一体となった効果的な暴力団排除活動を推進する。		県民から受理した暴力相談を県警や弁護士と協力して処理するとともに、暴力団からの不当要求に対応するため、事業所が選任した不当要求防止責任者に対して講習を行う。また、暴力団排除気運の高揚に向けた広報活動を推進する。
団体に委ねる理由		説明
<input checked="" type="radio"/> 県が直接実施するよりも効果的・効率的に事業実施可能		本センターは、県下で唯一、都道府県暴力追放運動推進センターとして公安委員会の指定を受けた団体であり、専門知識を有する職員、弁護士等を暴力相談委員に選任して暴力相談業務を適正に推進するとともに、長崎県公安委員会の委託を受けて、事業所が選任した不当要求防止責任者に対し、暴力団員による不当要求被害を防止するための講習、その他関係機関と連携した暴力団排除広報啓発活動等効果的かつ効率的な事業を行っている。
県が直接実施することが困難		
その他		

3 事業実施状況

事業名		事業概要	事業費(千円)	主な実績	事業の評価、今後の方向性
1	不当要求防止責任者講習	暴力団からの被害を防止するために、企業の責任者に対して暴力団情勢及び対応要領を教示する。	4,275	年間27回開催	暴力団等からの不当要求防止対策に有効であり、今後も継続して実施していく。
2	広報啓発活動	「暴追ながさき」等の広報誌の作成・配布等	3,386	約4,500部発行	各種暴力追放活動等の広報啓発に有効であり、今後も継続して実施していく。
3	地域安全・暴力追放長崎県大会	毎年、長崎県防犯協会連合会、長崎県警察、長崎県との共催により「安全安心まちづくり長崎県大会」を開催し、暴力団排除に係る意識浸透を図る。	243	年1回開催	暴力団排除意識の高揚及び暴力団排除の機運醸成に有効であり、今後も継続して実施していく。

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

5. 中期経営計画等の進捗状況・事業目標の達成状況			◎ 達成	○ 一部達成	✗ 未達成	- 未実施					
中期 計 画	No.	項目名	R6 実績	計画上の目標値					最終年度 (R6)	達成状況	
				R2	R3	R4	R5	R6			
① ② ③ ④	No.	不当要求防止責任者講習の実施回数(年間25回)	27.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	◎	
		(目標値設定の根拠・考え方) 暴力団からの不当要求による被害防止対策として、各事業所が選任した不当要求防止責任者に対する講習を実施しているが、過去の開催状況を考慮し、毎年度25回の実施を目標としている。 (翌年度に向けての改善事項等) 本年度は目標以上の27回の講習を開催したが、次年度以降も暴力団員等からの不当要求行為の防止及び未受講者の解消を図るため、実施回数、実施方法を検討しながら実施していく。									
		機関誌の発行数(年間2回)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	◎	
		(目標値設定の根拠・考え方) 広報啓発活動の一環として機関誌「暴追ながさき」を年間2回発行、各事業所や会議、講習会の場において配布しているが、広報啓発資料として有効であり、引き続き年2回の発行を継続する。 (翌年度に向けての改善事項等) 本年度は年間2回の発行目標を達成しているが、次年度においても目標の達成に加え、県民の暴力団排除意識の向上のため、掲載内容の充実を図る。									
事業 目 標	No.	項目名	R6 実績	計画上の目標値					最終年度 (R6)	達成状況	
		地域安全・暴力追放運動長崎県大会の開催回数(年間1回)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	◎	
		(目標値設定の根拠・考え方) 暴力団排除の意識浸透を図るために取組として、毎年、長崎県防犯協会連合会、長崎県警察、長崎県との共催により、年1回「地域安全・暴力追放運動「安全・安心まちづくり長崎県大会」を開催しており、これを継続する。 (翌年度に向けての改善事項等) 本年度は長崎県防犯協会連合会、長崎県警察、長崎県と共に開催により、令和6年10月16日、佐世保市内において開催した。今後も関係機関との連携を図り、暴力団排除機運の醸成のため開催を継続する。									
		項目名	R6 実績	計画上の目標値					最終年度 (R)	達成状況	
(県が期待する効果の実現)		(目標値設定の根拠・考え方) (翌年度に向けての改善事項等)									
		備考									
		No.	項目名	R4	R5	R6					
		① 不当要求防止責任者講習	(計画) (実績)	25 31	25 29	25 27	長崎県警察と連携を図り、目標回数を上回った。				
(計画達成状況の判定)		② 広報啓発活動(機関誌の発行)	(計画) (実績)	2 2	2 2	2 2	計画どおり発行した。				
		③ 地域安全・暴力追放運動長崎県大会の開催	(計画) (実績)	1 1	1 1	1 1	計画どおり実施した。				
		評価結果	評価理由								
		○ 十分実現している	本センターは、暴力団員の不当な行為による被害防止・被害者の救済のため、暴力団排除に向けた広報啓発活動や県民からの暴力相談対応、県警や民暴弁護士会と連携して企業や行政機関に対する不当要求防止責任者講習等を年間計画に基づいて実施しており、これらにより、暴力団排除の必要性に対する理解、暴力団による不当要求対応要領等が県民、事業者等に浸透し、各業界からの暴力団排除に繋がっている。								
		概ね実現しているが未実現の部分がある									
		実現できていない									
		評価基準									
		点数									
(1) 中期経営計画の策定		[2点]中期経営計画(計画期間3年以上)を策定している									
(2) 中期経営計画の目標達成		[1点]目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成									
(3) 事業目標の達成		[1点]事業目標を1項目達成 [2点]2項目以上達成									
(4) 県が期待する効果の実現		[1点]効果を概ね実現している [2点]十分実現している									
		合計									
		8									

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【公益法人会計基準適用法人用】

直近の決算日： 令和 7 年 3 月 31 日

6. 財務の状況

(単位:千円、%)

項 目	R4		R5		R6		
	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	
【貸借対照表】							
流动資産	14,809	93.89	14,261	96.30	14,034	98.41	
うち金銭債権額		-		-		-	
固定資産	796,180	100.19	796,733	100.07	796,862	100.02	
基本財産	763,138	99.90	762,277	99.89	760,643	99.79	
特定資産	31,994	107.65	33,408	104.42	35,171	105.28	
その他固定資産	1,048	100.00	1,048	100.00	1,048	100.00	
資産合計(A)	810,989	100.07	810,994	100.00	810,896	99.99	
流动負債	1,823	73.12	1,367	74.99	1,264	92.47	
うち短期借入金		-		-		-	
固定負債		-		-		-	
うち长期借入金		-		-		-	
うち退職給付引当金		-		-		-	
負債合計	1,823	73.12	1,367	74.99	1,264	92.47	
指定正味財産	760,994	100.30	762,408	100.19	764,171	100.23	
一般正味財産	48,172	97.81	47,219	98.02	45,460	96.27	
正味財産合計(B)	809,166	100.15	809,627	100.06	809,631	100.00	
団体債務保証額		-		-		-	
【正味財産増減計算書】							
経常収益(C)	26,113	102.27	26,585	101.81	26,088	98.13	
うち受託事業収入	4,193	134.35	4,442	105.94	4,275	96.24	
うち補助金収入	4,999	100.00	4,999	100.00	4,999	100.00	
うち基本財産等運用益収入	7,828	101.06	7,756	99.08	7,756	100.00	
うち自己収入(D)	16,921	97.17	17,144	101.32	16,813	98.07	
うち県財政支出額(E)	9,192	113.20	9,441	102.71	9,274	98.23	
経常費用	26,406	102.93	26,677	101.03	26,212	98.26	
事業費	19,910	103.19	20,268	101.80	19,390	95.67	
うち人件費(F)	10,579	108.63	10,184	96.27	9,620	94.46	
管理費(G)	6,496	102.15	6,409	98.66	6,822	106.44	
うち人件費(H)	4,606	101.05	4,483	97.33	4,827	107.67	
当期経常増減額(I)	-293	242.15	-92	31.40	-124	134.78	
経常外損益	-784	95.15	-861	109.82	-1,634	189.78	
当期一般正味財産増減額(J)	-1,077	113.97	-953	88.49	-1,758	184.47	
当期指定正味財産増減額(K)	2,274	96.77	1,413	62.14	1,763	124.77	
(会計方針の変更による影響額)				-		-	
【収支計算書等】							
当期収入	128,040	459.20	27,998	21.87	27,851	99.47	
当期支出	128,333	458.27	28,090	21.89	27,975	99.59	
当期収支差額(L)	-293	242.15	-92	31.40	-124	134.78	
次期繰越収支差額(M)	12,986	97.79	12,894	99.29	12,769	99.03	
【会計単位別】							
経常収益	26,008	26,212	当期経常損益	当期収入	当期支出	当期収支差額	
一般会計	26,008	26,212	-124	27,851	27,975	-124	
特別会計							
合 計	26,008	26,212	-124	27,851	27,975	-124	
各財務数値の増減理由及び各種引当金の設定状況等							
(財務状況の判定)							
判定項目	R4	R5		R6			点数
	数値・比率	数値・比率	対前年度比	数値・比率	対前年度比	対前々年度比	
① 当期経常増減額率(I/C)	-1.12	-0.35	30.84	-0.48	137.35	42.36	-1.0
② 当期一般正味財産増減額率(J/C)	-4.12	-3.58	86.92	-6.74	187.98	163.39	-2.0
③ 当期指定正味財産増減額(K)	2,274	1,413	62.14	1,763	124.77	77.53	-1.0
④ 正味財産比率(B/A)	99.78	99.83	100.06	99.84	100.01	100.07	0.0
⑤ 次期繰越収支差額(M)	12,986	12,894	99.29	12,769	99.03	98.33	0.0
⑥ 県財政支出率(E/C)	35.20	35.51	100.89	35.55	100.10	100.99	0.0
⑦ 自己収入比率(D/C)	64.80	64.49	99.52	64.45	99.94	99.46	0.0
⑧ 管理費比率(G/C)	24.88	24.11	96.91	26.15	108.47	105.12	0.0
	合計						-4.0

※判定項目ごとに評価基準に基づき採点

出資団体の概要(出資団体経営評価・診断表 様式①)

【共通】

7. 経営内容及び事業活動についての総合判定							
(団体の自己評価)							
「計画達成状況」「財務状況」の合計点数	4.0	➡	総合判定	B			
5点以上:A 概ね良好	-5点以上~5点未満:B 改善の余地あり		-5点未満:C 一層の努力が必要				
※事業活動・経営の努力・今後の課題及び改善事項等							
<p>本センターは、暴力団員による不当な行為の防止及び被害の救済を目的として暴力団対策法に基づき、長崎県公安委員会から指定を受けた公益法人である。</p> <p>厳しい財政状況であるが、公益法人認定要件(収支総称、公益目的事業比率等)を遵守するとともに、事業運営の在り方の見直しを行なながら、暴力追放という公益目的を達成するため、適正かつ健全な運営に努めていく。</p>							
(県の評価)							
合計点数	5.0	※評価の内容、県評価での加点・減点、総合判定の理由 (加点・減点を行う場合は、点数及び理由を具体的に記載ください。)					
総合判定	A	デジタルサイネージを活用した広報啓発活動、関係機関と連携し、カスタマーハラスマントや匿名・流動型犯罪グループなど社会情勢を踏まえた講習を実施するなど限られた予算と人材で効果的な事業推進を行っている。(+1点)					
(今後の県の関与の方針)							
<p>暴力団総合対策は、暴力団犯罪の取締りの徹底、暴力団対策法等の効果的な運用、効果的な暴力団排除活動の推進を柱として取り組んでいるが、暴力団排除活動については、「社会」対「暴力団」という構図で県民、事業者、自治体、警察などが官民一体となって取り組む必要がある。本センターは、専門的知識を有する職員を配置し、県民による暴力団排除活動の牽引役として、暴力相談事業、不当要求防止責任者講習事業、広報啓発活動等公共性の高い活動を推進している。県としては、組織の生き残りをかけ、凶悪化、不透明化、資金獲得活動を多様化させる暴力団の壊滅を図るためにも、引き続き、本センターの財政的支援及び指導・監督を行いつつ、本センターと連携して暴力団排除に向けた取組を推進する必要がある。</p>							